

第 8 次広島県保健医療計画の中間見直しに関連する通知について (「医療計画について」の一部改正)

1 改正概要

○精神病床に係る基準病床数の算定方法

(改正前) 令和 2 年の入院患者数を元に、平成 26 年から平成 29 年の入院患者数の変化率を用いて
令和 8 年の患者数を推計し、算定に使用する。

(改正後) 令和 5 年の入院患者数を元に、令和 2 年から令和 5 年の入院患者数の変化率を用いて、
令和 11 年の患者数を推計し、算定に使用する。

※「医療計画について」の一部改正に関連して、「第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について（令和 8 年 6 月 10 日付け厚生労働省事務連絡）」が発出され、令和 11 年を設定時期とする都道府県別の精神病床に係る基準病床数の計算結果が示された。

2 改正を踏まえた対応

令和 11 年を設定時期とする精神病床に係る基準病床数の計算結果を参考に、精神病床に係る基準病床数の見直しを検討する。

<改正前（現状）>

精神病床	基準病床数の計算結果 (設定時期：令和 8 年度)	第 8 次保健医療計画 基準病床数
広島県全域 (基準病床数平均値)	7,045 床	7,045 床
広島県全域 (政策効果割合最大)	6,962 床	
広島県全域 (政策効果割合最小)	7,128 床	

<改正後>

精神病床	基準病床数の計算結果 (設定時期：令和 11 年度)	第 8 次保健医療計画 基準病床数（中間見直し後）
広島県全域 (基準病床数平均値)	6,426 床	検討予定 (12 月保健医療計画部会 予定)
広島県全域 (政策効果割合最大)	6,354 床	
広島県全域 (政策効果割合最小)	6,498 床	

医 政 発 0610 第 4 号
令 和 8 年 6 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療計画について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき指針については、「医療計画について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）によりお示しているところであるが、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、医療計画の作成と推進に遺憾なきを期されたい。

(別紙)

○ 「医療計画について」(令和5年6月15日付け医政発0615第21号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別紙) 医療計画作成指針 目次 はじめに 第1・第2 (略) 第3 医療計画の内容 1～8 (略) 9 基準病床数 (1) (略) (2) 精神病床、結核病床及び感染症病床 (略) なお、法第30条の4第2項第15号に規定する区域(以下「三次医療圏」という。)が1都道府県において2以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めること。 (3)～(5) (略) 10～12 (略) 第4 医療計画作成の手順等 (略) 1・2 (略) 3 基準病床数の算定方法 (1) 基準病床数の算定方法 (略) ① (略) ② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により	(別紙) 医療計画作成指針 目次 はじめに 第1・第2 (略) 第3 医療計画の内容 1～8 (略) 9 基準病床数 (1) (略) (2) 精神病床、結核病床及び感染症病床 (略) なお、法第30条の4第2項第15号に規定する区域(以下「三次医療圏」という。)が1都道府県において2以上設定された場合においても、基準病床数については当該都道府県全体について定めること <u>と</u> 。 (3)～(5) (略) 10～12 (略) 第4 医療計画作成の手順等 (略) 1・2 (略) 3 基準病床数の算定方法 (1) 基準病床数の算定方法 (略) ① (略) ② 精神病床に係る基準病床数は、都道府県の区域ごとに次の算定式により

算出した数を標準とする。

[(令和11年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和) + (令和11年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和) + (令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和) $\times$ { 1 - (慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (令和11年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和) $\times$ { 1 - (認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数) - (精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出院患者数)] $\times$ (1 / 精神病床利用率)

(注1) (略)

(注2) 注2から注7までにおいて、「X歳(以上)の変化率」とは、「令和2年におけるX歳(以上)の全国の急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期入院患者の数に対する令和5年におけるX+3歳(以上)の全国の急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期入院患者の数の割合」をいう。

(注3) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数」とは、「令和11年における急性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数」をいい、次の1)～4)により算定される数とする。

※ 令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数については、当該年齢が含まれる5歳階級の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者数を5で除した数とする。

1) 0歳から24歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。

2) 25歳から27歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和5年における、当該年齢から3年を減じた年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

算出した数を標準とする。

[(令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数の総和) + (令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数の総和) + (令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数の総和) $\times$ { 1 - (慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数の総和) $\times$ { 1 - (認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合) } + (精神病床における他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数) - (精神病床における当該都道府県から他都道府県への流出院患者数)] $\times$ (1 / 精神病床利用率)

(注1) (略)

(注2) 注2から注7までにおいて、「X歳(以上)の変化率」とは、「平成26年におけるX歳(以上)の全国の急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期入院患者の数に対する平成29年におけるX+3歳(以上)の全国の急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期入院患者の数の割合」をいう。

(注3) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の急性期入院患者数」とは、「令和8年における急性期入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数」をいい、次の1)～4)により算定される数とする。

※ 令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数については、当該年齢が含まれる5歳階級の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者数を5で除した数とする。

1) 0歳から24歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。

2) 25歳から27歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和2年における、当該年齢から3年を減じた年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

とする。

※ 令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、1)の考えに基づき、それぞれ、令和5年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。これらのことから、令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ令和5年における22歳から24歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

3) 28歳から89歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和5年における、当該年齢から6年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数

ロ （略）

ハ 基準年齢に3年を加えた年齢の変化率

※ 令和11年における28歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和8年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和8年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数についても同様に、令和5年における22歳から83歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

4) 90歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次のaからcまでを合計した数

a 令和5年における84歳の当該都道府県に住所を有する急性期

とする。

※ 令和8年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和5年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、1)の考えに基づき、それぞれ、令和2年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。これらのことから、令和8年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ令和2年における22歳から24歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

3) 28歳から89歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 令和2年における、当該年齢から6年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数

ロ （略）

ハ 基準年齢に3年を加えた年齢の変化率

※ 令和8年における28歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。また、令和5年における25歳から86歳までの各年齢の推計患者数についても同様に、令和2年における22歳から83歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗ずることで求める。

4) 90歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ 次のaからcまでを合計した数

a 令和2年における84歳の当該都道府県に住所を有する急性期

入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

b 令和5年における85歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

c 令和5年における86歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

ロ 令和5年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数

ハ 87歳以上の変化率

※ 令和11年における90歳以上の推計患者数については、令和8年における87歳以上の推計患者数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

ここで、令和8年における87歳以上の推計患者数は、令和8年における87歳から89歳までの推計患者数と、令和8年における90歳以上の推計患者数の和によって求めるところ、令和8年における87歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和5年における84歳から86歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に当該年齢の変化率を乗ずることで求め、令和8年における90歳以上の推計患者数については、令和5年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

(注4) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数」及び「令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数」に関しては、それぞれ、注3において「急性期」とあるのは「回復期」又は「慢性期」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注5) 「令和11年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数」に関しては、注3において「急性期」とあるのは「認知症慢性期」と、「0歳から24歳まで」とあるのは「0歳から59歳まで」と、「25歳から27歳まで」あるのは「60歳から62歳まで」と、「22歳から24

入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

b 令和2年における85歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

c 令和2年における86歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、当該年齢の変化率を乗じて得た数

ロ 令和2年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数

ハ 87歳以上の変化率

※ 令和8年における90歳以上の推計患者数については、令和5年における87歳以上の推計患者数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

ここで、令和5年における87歳以上の推計患者数は、令和5年における87歳から89歳までの推計患者数と、令和5年における90歳以上の推計患者数の和によって求めるところ、令和5年における87歳から89歳までの各年齢の推計患者数については、それぞれ、令和2年における84歳から86歳までの各年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に当該年齢の変化率を乗ずることで求め、令和5年における90歳以上の推計患者数については、令和2年における87歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に87歳以上の変化率を乗ずることで求める。

(注4) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の回復期入院患者数」及び「令和8年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数」に関しては、それぞれ、注3において「急性期」とあるのは「回復期」又は「慢性期」と読み替えるものとして求めた数とする。

(注5) 「令和8年における当該都道府県の年齢別の認知症慢性期入院患者数」に関しては、注3において「急性期」とあるのは「認知症慢性期」と、「0歳から24歳まで」とあるのは「0歳から59歳まで」と、「25歳から27歳まで」あるのは「60歳から62歳まで」と、「22歳から24

歳まで」とあるのは「57歳から59歳まで」と、「28歳から89歳まで」とあるのは「63歳から89歳まで」と、「25歳から86歳まで」とあるのは「60歳から86歳まで」と、「22歳から83歳まで」とあるのは「57歳から83歳まで」と読み替えるものとして求めた数とする。 (注6)「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」は、「<u>令和11年における当該都道府県の年齢別の慢性期入院患者数</u>」を都道府県別の推計人口で除して得た値に1000を乗じて得た値（以下注6において「推計患者率」という。）が<u>0.60</u>以下である場合は0とし、又は<u>0.60</u>を上回る場合であって、推計患者率と<u>0.60</u>の差分が推計患者率の2割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の5割とし、若しくは当該差分が推計患者率の2割以上であるときは0.1とする。ただし、都道府県知事は、この算定した割合に対して、当該割合が0を下回らない範囲で、0以上0.02以下の値を加えること又は減じることができる。 (削る) (削る) (削る) (削る) ※ 慢性期入院患者数については、地域移行を一層推進する観点から、今後の政策効果に係る係数を設定している。具体的には、第8次医療計画の最終年である令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値が、<u>令和5年</u>における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準を上回る都道府県	歳まで」とあるのは「57歳から59歳まで」と、「28歳から89歳まで」とあるのは「63歳から89歳まで」と、「25歳から86歳まで」とあるのは「60歳から86歳まで」と、「22歳から83歳まで」とあるのは「57歳から83歳まで」と読み替えるものとして求めた数とする。 (注6)「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」は、<u>次の1)～4)</u>により算定される数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に1000を乗じて得た値（以下注6において「推計患者率」という。）が<u>0.69</u>以下である場合は0とし、又は<u>0.69</u>を上回る場合であって、推計患者率と<u>0.69</u>の差分が推計患者率の2割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の5割とし、若しくは当該差分が推計患者率の2割以上であるときは0.1とする。ただし、都道府県知事は、この算定した割合に対して、当該割合が0を下回らない範囲で、0以上0.02以下の値を加えること又は減じることができる。 <u>1) 令和8年における0歳から21歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数とする。</u> <u>2) 令和8年における22歳から24歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に当該年齢の変化率を乗じて得た数を合計した数とする。</u> <u>3) 令和8年における25歳から86歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数に当該年齢の変化率を乗じて得た数とする。</u> <u>4) 令和8年における87歳以上の推計患者数に関しては、これらに対応する数を合計した数に、87歳以上の変化率を乗じて得た数とする。</u> ※ 慢性期入院患者数については、地域移行を一層推進する観点から、今後の政策効果に係る係数を設定している。具体的には、第8次医療計画の最終年である令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値が、<u>令和2年</u>における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準を上回る都道府県
--	---

は、その水準に近づける方向で、将来推計値を調整する係数を設定している。

「令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値」を求めるにあたって、「都道府県別の推計人口」としては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」において公表されている、令和12年の地域別将来推計人口を用いることとする。

「令和5年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準」については、優れた取り組みを参考にするとともに、現実的な目標である必要があることから、47都道府県の上位10%が実際に達成している値を参考として、0.60に設定している。

（削る）

（注7）「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」に関して、注6について次の1）～3）のとおりに読み替えるものとして求めた割合とする。

1）「慢性期」は「認知症慢性期」とする。

2）「0.60」は「0.33」とする。

（削る）

は、その水準に近づける方向で、将来推計値を調整する係数を設定している。

「令和11年における人口あたりの慢性期入院患者数の将来推計値」を求めるにあたって、「都道府県別の推計人口」としては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」において公表されている、令和12年の地域別将来推計人口を用いることとする。

「令和2年における人口あたりの慢性期入院患者数が十分に少ない都道府県の水準」については、優れた取り組みを参考にするとともに、現実的な目標である必要があることから、47都道府県の上位10%が実際に達成している値を参考として、0.69に設定している。

※ 令和11年における0歳から24歳までの各年齢の推計患者数については、注3の1）の考えに基づき、それぞれ令和8年における当該年齢の推計患者数とする。また、令和11年における25歳から27歳までの各年齢の推計患者数については、注3の2）及び3）の考えに基づき、それぞれ、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数に当該年齢の変化率を乗ずることで求める。したがって、令和11年における推計患者数を求めるにあたっては、令和8年における22歳から24歳までの各年齢の推計患者数について、それぞれその数と、その数に当該年齢の変化率を乗じて得た値を合計する必要がある。

（注7）「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」に関して、注6について次の1）～4）のとおりに読み替えるものとして求めた割合とする。

1）「慢性期」は「認知症慢性期」とする。

2）「0.69」は「0.34」とする。

3）「0歳から21歳まで」は「0歳から56歳まで」と、「22歳から24歳まで」は「57歳から59歳まで」と、「25歳から86歳まで」は「60

3) 「都道府県別の推計人口」、「人口あたりの」及び「令和12年の地域別将来推計人口」は、それぞれ「都道府県別の65歳以上の推計人口」、「65歳以上の人口あたりの」及び「令和12年における65歳以上の地域別将来推計人口」とする。 (注8)・(注9) (略) ③・④ (略) (2) (略) 4・5 (略) 第5・第6 (略)	歳から86歳まで」とする。 4) 「都道府県別の推計人口」、「人口あたりの」及び「令和12年の地域別将来推計人口」は、それぞれ「都道府県別の65歳以上の推計人口」、「65歳以上の人口あたりの」及び「令和12年における65歳以上の地域別将来推計人口」とする。 (注8)・(注9) (略) ③・④ (略) (2) (略) 4・5 (略) 第5・第6 (略)
--	---

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 10 日

都道府県
各 障害保健福祉・衛生主管部（局）
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療計画において、同条第 2 項第 17 号の規定に基づき、精神病床に係る基準病床数に関する事項を定めることとされています。

第 8 次医療計画における、精神病床に係る基準病床数については、その算定方法や考え方が、

- ・ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）別表第 7（第 30 条の 30 関係）
- ・ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成 18 年厚生労働省告示第 161 号）
- ・ 医療計画について（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知）

において、それぞれ示されているところです。

その上で、「第 8 次医療計画における精神病床に係る基準病床数について」（令和 5 年 5 月 11 日事務連絡）において、令和 8 年を設定時期とした基準病床数の計算結果を示していましたが、今般、令和 7 年度から実施している「効率的かつ効果的な精神保健医療福祉システム構築とそのモニタリングのための研究」において、令和 11 年を設定時期とする都道府県別の精神病床に係る基準病床数を計算し、別表においてその結果を示しておりますので、内容について御了知の上、今後の各都道府県における精神病床に係る基準病床数の見直しの御参考としていただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 渡邊・安藤

(E-mail) : chiikiseishin@mhlw.go.jp

別表：精神病床に係る都道府県別の基準病床数算定式の計算結果

都道府県	基準病床数算定式の計算結果 (注1) (注2)	都道府県	基準病床数算定式の計算結果 (注1) (注2)
北海道	13,358 (13,196 ~ 13,522)	滋賀県	1,671 (1,655 ~ 1,675)
青森県	3,018 (2,989 ~ 3,047)	京都府	3,703 (3,664 ~ 3,720)
岩手県	2,723 (2,692 ~ 2,755)	大阪府	13,504 (13,363 ~ 13,539)
宮城県	4,293 (4,239 ~ 4,348)	兵庫県	8,632 (8,541 ~ 8,721)
秋田県	2,716 (2,683 ~ 2,747)	奈良県	2,086 (2,064 ~ 2,108)
山形県	2,538 (2,509 ~ 2,565)	和歌山県	1,192 (1,177 ~ 1,205)
福島県	3,666 (3,621 ~ 3,712)	鳥取県	1,176 (1,163 ~ 1,187)
茨城県	4,788 (4,725 ~ 4,851)	島根県	1,516 (1,501 ~ 1,533)
栃木県	3,356 (3,312 ~ 3,401)	岡山県	3,547 (3,513 ~ 3,581)
群馬県	3,887 (3,837 ~ 3,938)	広島県	6,426 (6,354 ~ 6,498)
埼玉県	10,644 (10,533 ~ 10,678)	山口県	4,077 (4,023 ~ 4,132)
千葉県	8,811 (8,705 ~ 8,916)	徳島県	2,613 (2,578 ~ 2,647)
東京都	16,836 (16,689 ~ 16,863)	香川県	2,432 (2,402 ~ 2,461)
神奈川県	10,701 (10,596 ~ 10,723)	愛媛県	2,795 (2,759 ~ 2,829)
新潟県	4,599 (4,544 ~ 4,654)	高知県	2,362 (2,336 ~ 2,386)
富山県	2,231 (2,201 ~ 2,260)	福岡県	14,808 (14,626 ~ 14,989)
石川県	2,581 (2,552 ~ 2,611)	佐賀県	3,089 (3,052 ~ 3,126)
福井県	1,480 (1,466 ~ 1,495)	長崎県	4,887 (4,822 ~ 4,953)
山梨県	1,531 (1,513 ~ 1,548)	熊本県	6,032 (5,961 ~ 6,101)
長野県	3,293 (3,256 ~ 3,329)	大分県	3,601 (3,556 ~ 3,646)
岐阜県	2,894 (2,854 ~ 2,934)	宮崎県	3,967 (3,916 ~ 4,017)
静岡県	5,007 (4,956 ~ 5,020)	鹿児島県	6,639 (6,556 ~ 6,720)
愛知県	10,035 (9,925 ~ 10,114)	沖縄県	3,846 (3,807 ~ 3,887)
三重県	3,423 (3,382 ~ 3,464)		

注) 基準病床数算定式の計算結果については、「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

注1：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ0.02を加えた場合

注2：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が0を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0以上0.02以下の値を減じた場合

参考 1：令和 5 年における都道府県別の精神病床における入院患者数

都道府県	入院患者数	都道府県	入院患者数
北海道	15,900	滋賀県	1,786
青森県	3,330	京都府	4,267
岩手県	3,038	大阪府	14,518
宮城県	4,913	兵庫県	9,043
秋田県	3,232	奈良県	2,288
山形県	2,934	和歌山県	1,408
福島県	4,092	鳥取県	1,284
茨城県	5,429	島根県	1,752
栃木県	3,875	岡山県	3,957
群馬県	4,376	広島県	7,305
埼玉県	11,583	山口県	4,965
千葉県	9,473	徳島県	2,993
東京都	17,426	香川県	2,802
神奈川県	10,899	愛媛県	3,243
新潟県	5,121	高知県	2,782
富山県	2,682	福岡県	17,387
石川県	2,982	佐賀県	3,442
福井県	1,676	長崎県	6,059
山梨県	1,763	熊本県	7,165
長野県	3,701	大分県	4,425
岐阜県	3,326	宮崎県	4,920
静岡県	5,171	鹿児島県	7,885
愛知県	10,408	沖縄県	4,337
三重県	3,838		

出典：令和 5 年病院報告

参考 2：令和 11 年における都道府県別の精神病床における急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期推計入院患者数
及び政策効果に関する割合（注 1）

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65 歳 以上	X_1 (注 2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) $\times (1 - X_1)$ (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65 歳 以上	X_2 (注 2)	(認知症慢性期入院 患者数) $\times (1 - X_2)$ (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)
北海道	2,909	2,797	5,671	3,687	0.100	5,103 (4,990 ～ 5,217)	3,318 (3,244 ～ 3,392)	2,091	2,028	0.100	1,881 (1,840 ～ 1,923)	1,825 (1,784 ～ 1,865)
青森県	963	653	1,008	582	0.100	907 (887 ～ 927)	523 (512 ～ 535)	383	383	0.100	344 (337 ～ 352)	344 (337 ～ 352)
岩手県	646	571	1,266	716	0.100	1,139 (1,114 ～ 1,164)	644 (630 ～ 658)	257	248	0.100	231 (226 ～ 236)	223 (218 ～ 228)
宮城県	858	879	1,691	1,088	0.100	1,521 (1,488 ～ 1,555)	979 (957 ～ 1,000)	912	881	0.100	820 (802 ～ 839)	792 (775 ～ 810)
秋田県	597	604	1,070	696	0.100	963 (941 ～ 984)	626 (612 ～ 640)	463	442	0.100	416 (407 ～ 425)	397 (388 ～ 406)
山形県	638	563	889	526	0.100	800 (782 ～ 817)	473 (462 ～ 483)	456	434	0.100	410 (401 ～ 419)	390 (381 ～ 399)
福島県	817	741	1,678	1,037	0.100	1,510 (1,476 ～ 1,543)	933 (912 ～ 954)	462	433	0.100	415 (406 ～ 425)	389 (381 ～ 398)
茨城県	879	926	2,724	1,585	0.100	2,451 (2,397 ～ 2,506)	1,426 (1,394 ～ 1,458)	297	290	0.011	293 (287 ～ 297)	286 (280 ～ 290)
栃木県	638	639	1,799	1,118	0.100	1,619 (1,583 ～ 1,655)	1,006 (983 ～ 1,028)	325	302	0.100	292 (286 ～ 299)	271 (265 ～ 277)
群馬県	836	707	1,948	1,145	0.100	1,753 (1,714 ～ 1,792)	1,030 (1,007 ～ 1,053)	442	429	0.100	397 (388 ～ 406)	386 (377 ～ 394)
埼玉県	2,588	2,434	3,614	2,026	0.000	3,614 (3,541 ～ 3,614)	2,026 (1,985 ～ 2,026)	1,640	1,608	0.100	1,476 (1,443 ～ 1,508)	1,447 (1,415 ～ 1,479)
千葉県	1,988	1,659	4,097	2,436	0.048	3,902 (3,820 ～ 3,984)	2,320 (2,271 ～ 2,368)	913	864	0.100	821 (803 ～ 839)	777 (760 ～ 794)
東京都	5,482	3,673	5,635	3,241	0.000	5,635 (5,522 ～ 5,635)	3,241 (3,176 ～ 3,241)	1,292	1,248	0.068	1,204 (1,178 ～ 1,230)	1,163 (1,138 ～ 1,188)
神奈川県	2,888	2,395	3,951	2,054	0.000	3,951 (3,871 ～ 3,951)	2,054 (2,012 ～ 2,054)	1,025	984	0.090	932 (912 ～ 953)	895 (875 ～ 915)
新潟県	1,040	970	1,816	1,053	0.100	1,634 (1,598 ～ 1,670)	947 (926 ～ 968)	806	791	0.100	725 (709 ～ 741)	711 (696 ～ 727)
富山県	395	471	943	572	0.100	848 (829 ～ 867)	514 (503 ～ 526)	451	451	0.100	405 (396 ～ 414)	405 (396 ～ 414)
石川県	681	524	1,111	676	0.100	999 (977 ～ 1,022)	608 (594 ～ 621)	276	276	0.100	248 (242 ～ 253)	248 (242 ～ 253)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65歳 以上	X ₁ (注2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) ×(1-X ₁) (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65歳 以上	X ₂ (注2)	(認知症慢性期入院 患者数)×(1-X ₂) (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B
福井県	439	334	503	363	0.081	462 (452 ～ 472)	333 (326 ～ 340)	191	178	0.100	171 (168 ～ 175)	160 (156 ～ 163)
山梨県	395	300	701	474	0.100	630 (616 ～ 644)	426 (417 ～ 436)	144	129	0.100	129 (126 ～ 132)	116 (113 ～ 118)
長野県	772	770	1,498	890	0.100	1,348 (1,318 ～ 1,378)	801 (783 ～ 818)	260	242	0.083	238 (233 ～ 243)	221 (217 ～ 226)
岐阜県	525	528	1,643	932	0.100	1,478 (1,445 ～ 1,511)	838 (820 ～ 857)	237	223	0.077	218 (213 ～ 223)	205 (201 ～ 210)
静岡県	1,273	1,056	2,037	1,206	0.001	2,034 (1,993 ～ 2,037)	1,204 (1,180 ～ 1,206)	422	400	0.064	394 (386 ～ 403)	374 (366 ～ 382)
愛知県	2,425	1,966	4,552	2,366	0.016	4,479 (4,388 ～ 4,552)	2,328 (2,281 ～ 2,366)	665	654	0.002	663 (650 ～ 665)	653 (639 ～ 654)
三重県	831	656	1,496	811	0.100	1,346 (1,316 ～ 1,376)	729 (713 ～ 746)	466	466	0.100	419 (410 ～ 428)	419 (410 ～ 428)
滋賀県	553	359	471	271	0.000	471 (461 ～ 471)	271 (265 ～ 271)	227	225	0.100	204 (199 ～ 208)	202 (198 ～ 207)
京都府	974	797	1,030	687	0.000	1,030 (1,009 ～ 1,030)	687 (673 ～ 687)	797	738	0.100	717 (701 ～ 733)	664 (649 ～ 678)
大阪府	3,531	2,816	4,988	2,872	0.000	4,988 (4,888 ～ 4,988)	2,872 (2,814 ～ 2,872)	1,660	1,608	0.100	1,494 (1,460 ～ 1,527)	1,447 (1,415 ～ 1,479)
兵庫県	2,456	1,686	3,319	1,781	0.035	3,203 (3,136 ～ 3,269)	1,718 (1,683 ～ 1,754)	950	903	0.100	855 (836 ～ 874)	812 (794 ～ 830)
奈良県	556	475	867	460	0.080	797 (780 ～ 815)	423 (414 ～ 432)	167	165	0.076	154 (150 ～ 157)	152 (149 ～ 155)
和歌山県	261	246	665	459	0.100	598 (585 ～ 611)	413 (403 ～ 422)	27	27	0.000	27 (26 ～ 27)	27 (26 ～ 27)
鳥取県	288	337	410	242	0.100	369 (360 ～ 377)	217 (212 ～ 222)	137	130	0.100	123 (120 ～ 126)	117 (114 ～ 119)
島根県	399	363	583	357	0.100	524 (513 ～ 536)	321 (314 ～ 328)	172	172	0.100	154 (151 ～ 158)	154 (151 ～ 158)
岡山県	1,111	706	1,164	727	0.043	1,114 (1,091 ～ 1,137)	695 (681 ～ 710)	488	479	0.100	439 (429 ～ 448)	431 (421 ～ 440)
広島県	1,573	1,435	2,503	1,518	0.100	2,252 (2,202 ～ 2,302)	1,366 (1,335 ～ 1,396)	939	896	0.100	845 (826 ～ 863)	806 (788 ～ 824)
山口県	673	871	1,824	1,247	0.100	1,641 (1,605 ～ 1,678)	1,122 (1,097 ～ 1,147)	765	761	0.100	688 (673 ～ 703)	684 (669 ～ 700)
徳島県	526	485	1,394	852	0.100	1,254 (1,226 ～ 1,282)	766 (749 ～ 783)	242	242	0.100	217 (212 ～ 222)	217 (212 ～ 222)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を除く)	うち 65 歳 以上	X ₁ (注 2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) × (1 - X ₁) (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65 歳 以上	X ₂ (注 2)	(認知症慢性期入院 患者数) × (1 - X ₂) (注 3 A) (注 3 B)	うち 65 歳 以上 (注 3 A) (注 3 B)
香川県	548	521	1,096	687	0.100	986 (964 ～ 1,008)	618 (604 ～ 632)	284	284	0.100	255 (249 ～ 261)	255 (249 ～ 261)
愛媛県	634	490	1,364	812	0.100	1,227 (1,200 ～ 1,254)	730 (714 ～ 747)	338	332	0.100	304 (297 ～ 310)	298 (292 ～ 305)
高知県	547	611	878	611	0.100	790 (772 ～ 807)	549 (537 ～ 562)	329	321	0.100	296 (289 ～ 302)	288 (282 ～ 295)
福岡県	3,362	2,930	6,090	3,954	0.100	5,481 (5,359 ～ 5,602)	3,558 (3,479 ～ 3,637)	2,551	2,514	0.100	2,295 (2,244 ～ 2,346)	2,262 (2,212 ～ 2,312)
佐賀県	686	637	1,188	745	0.100	1,069 (1,045 ～ 1,092)	670 (655 ～ 685)	604	568	0.100	543 (531 ～ 555)	511 (499 ～ 522)
長崎県	931	923	2,355	1,674	0.100	2,119 (2,072 ～ 2,166)	1,506 (1,473 ～ 1,540)	745	728	0.100	670 (655 ～ 685)	655 (640 ～ 669)
熊本県	1,526	1,232	2,218	1,542	0.100	1,996 (1,951 ～ 2,040)	1,387 (1,356 ～ 1,418)	1,085	1,081	0.100	976 (954 ～ 998)	972 (951 ～ 994)
大分県	667	799	1,490	1,002	0.100	1,341 (1,311 ～ 1,370)	901 (881 ～ 921)	683	678	0.100	614 (601 ～ 628)	610 (596 ～ 623)
宮崎県	789	832	1,619	1,128	0.100	1,457 (1,424 ～ 1,489)	1,015 (992 ～ 1,037)	768	761	0.100	691 (675 ～ 706)	684 (669 ～ 700)
鹿児島県	1,265	1,550	2,820	1,909	0.100	2,538 (2,481 ～ 2,594)	1,718 (1,679 ～ 1,756)	1,060	1,011	0.100	954 (932 ～ 975)	909 (889 ～ 930)
沖縄県	1,028	921	1,425	966	0.100	1,282 (1,254 ～ 1,311)	869 (850 ～ 888)	471	464	0.100	423 (414 ～ 433)	417 (408 ～ 426)

注 1) ここでは入院期間ごとに、都道府県の流出入院患者数を加味している。

注 2) 参考における各記号の意味は以下のとおりである。

X₁ : 慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

X₂ : 認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

注 3) 「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

A : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ 0.02 を加えた場合

B : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が 0 を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0 以上 0.02 以下の値を減じた場合